

奈良県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和六年五月七日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
宮本 尚弥	ごりちゃん訪問鍼灸院 大和郡山市今国府町五六―二 パストラルジュセイ壺番館 一〇三	令和六年四月一日